

事務連絡  
令和5年8月7日

各  
都道府県  
市町村  
特別区

民政主管部（局）  
障害保健福祉主管部（局） 御中  
介護保険主管部（局）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室  
厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」  
の作成について（周知）

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能になるなどのメリットがあり、このようなメリットを国民・医療関係者に実感していただく中で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和6年秋に保険証を廃止する予定となっています。

政府としては、国民の皆様にごこうしたデジタル化のメリットを享受していただけるよう、マイナンバーカードの取得に支援が必要な方に円滑にカードを取得いただける環境整備に取り組んでおり、この度、別紙1～3のとおり、デジタル庁、総務省及び厚生労働省において「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」を作成し、関係団体等に周知したところですので、貴部局におかれましても御承知おきください。なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの医療機関での利用については、厚生労働省から、医療関係団体宛てに別添のとおりお知らせしているところですので、併せて御参照ください。